ブロック塀、木造住宅など 耐震化費用を補助

問都市整備課 ☎70・5632

危険なブロック塀など

地震などによる災害を未然に防止するために、危険なブロック塀などを撤去したり、撤去後に安全な工作物を設置したりする費用の一部を補助します。

▼対象要件　所定の「ブロック塀等点検表」により、危険性があると認められるブロック塀などを所有・管理している方で、次の項目全てに該当①通り抜けできる道路に面している②市税を滞納していない③高さ60㎝を超えるものを撤去するか、撤去後に安全な工作物を設置する工事④市内施工業者が行う工事⑤着工予定の工事（着手済みは対象外）▼補助金額　標準額により算出した額か耐震化に要する経費(業者見積もり)のいずれか少ない額の2分の1の金額（千円未満は切り捨て）で、1件30万円まで（撤去10万円・設置20万円まで）▼その他　他の助成を受けて行う工事と、販売を目的とした工事などは対象外

木造住宅

耐震診断費用を補助し、強度不足と判定された場合は、耐震設計費と改修費や耐震シェルター設置の費用を補助します。

▼対象者　市内在住で市税の滞納がない方▼対象住宅　次の項目全てに該当①昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅、2世帯住宅、店舗・事務所兼用住宅（昭和56年6月以降に増築工事に着手し、増築部分の延べ面積が既存部分の2分の1未満の木造住宅を含む）②地上2階建て以下で在来工法による木造住宅③市民自らが所有し居住する住宅▼その他▽予算の範囲内で申込順に受け付けるので、早めに申し込んでください▽市からの直接訪問や、電話による耐震診断などの勧誘はしていません。悪質商法に注意してください

補助項目	補助率	補助上限額
耐震診断	2／3	4万円
耐震設計	2／3	8万円
耐震改修	2／3	100万円
工事監理	2／3	6万円
耐震シェルター設置	2／3	18万円

※耐震設計、耐震改修、工事監理や耐震シェルター設置は、耐震診断の結果で総合評点1.0未満が対象

スポーツ全国大会などの出場選手に奨励金交付

国際・全国的規模のスポーツ大会（国や日本体育協会などが主催し、県予選、選考会などを経るもの）の出場者に奨励金を交付しています。

市内在住の個人か、市内に所在する団体（正規の選手、監督、コーチなどのうち、5人以上が市内在住者）対象。㊥スポーツ課（☎70・5656）にある申請書に記入し、大会出場後30日以内に成績報告・大会要項・出場者名簿・通帳・印鑑を持参して同課へ直接（申請は当該年度内で1人1回。出場前の申請可）。

観光まちづくり

光・食・文化の祭典

本市固有の特性を観光資源として、多くの来訪者を呼び込むことを目的とした観光集客イベント「光・食・文化の祭典～Ayase Base side Festival～」は、綾瀬オリジナルをテーマとして開催します。

光・食・文化それぞれの観点で来場者を魅了し、家族や友達、カップルで楽しい一日を過ごせるよう、市内飲食店の出店、市内中高生のステージ演奏、キャンドルナイトや光と炎の演出を予定しています。

また、“Base side”という名称にもあるとおり、厚木基地との融合によるバーベキューの出店や米海軍第7艦隊音楽隊の出演など、アメリカの雰囲気や文化を身近に感じてもらう企画もあります。

開催日時など、詳しくは広報あやせ5月15日号でお知らせします。

問商業観光課☎70・5685。

▲昨年の出店の様子

市活性化への寄付者に返礼
自社製品など出品事業者を募集

シティーセールスの推進や市内産業の活性化に向けて、「市活性化応援寄附金」への市外からの寄付者に対する返礼品の出品事業者を募集します。

対象は市内の法人・団体・個人事業主で、返礼品は市内で生産された農畜産物・工業製品・加工食品や、市内の飲食店・体験農園で利用できる商品券などを予定しています。返礼品は、原則として市が小売価格で購入し、送料も市が負担します。

返礼品の出品を通じて自社製品などをPRできるほか、綾瀬の知名度を高めるなど地域貢献を果たすことにもなります。

出品希望事業者を対象とした公募説明会を、次のとおり開催します。

▼日時　4月19日(火)①10時から②18時から（各1時間程度）▼場所　市役所309会議室▼㊥　事業者名・電話番号・担当者名・参加人数・希望時間帯（①か②を選択）を4月18日までに政策経営課へ☎70・5635か✉su1110@city.ayase.kanagawa.jp▼その他▽選定に際しては別途、書類審査などあり▽返礼品の条件など、詳細は市ホームページ参照

災害時に支援が必要な方へ
「ふれあい手帳」を配布

一人暮らしの高齢者や障がい者など、災害時に支援を必要とし、避難行動要支援者登録制度に登録している方に「ふれあい手帳」を配布しています。

手帳に緊急連絡先、かかりつけの病院、常用している薬や避難場所のほか、支援してほしいことなどを記入し、携帯することで、緊急時などの支援が受けやすくなります。

登録した情報は自治会、地区社会福祉協議会、民生委員に提供し、日頃の見守り活動、災害発生時の避難支援や安否確認などに活用しています。現在、約1520人が登録しています。一人でも多くの方の登録をお願いします。

登録しない方でも、手帳を利用することができます。詳しくは、地域の民生委員か福祉総務課☎70・5613へ問い合わせてください。

広報まちかど特派員や市民からの情報などを、市ホームページの「あやせネットニュース」とフェイスブックで発信しています。問秘書広報課☎70・5606